

農道台帳作成・管理 業務を支援します

農道台帳とは

作成の目的

農道台帳の作成は、農道の造成及び管理の状況を的確に把握し、農道造成の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良に資することを目的としています。

作成対象となる農道

農道台帳の作成対象となる農道は、土地改良法に基づく土地改良事業により造成された農道であって、道路法第7条第1項または第8条第1項により、都道府県道または市町村道として認定された道路以外のものとします。

幅員1.8m以上で、現に農道として管理されているすべての農道が対象となる。

交付税の対象路線（一定要件）

市町村の管理する農道のうち、土地改良事業で造成し、かつ一定要件※を具備している農道で、農道台帳（平面図縮尺1/1,000以上）が作成済みの路線。

※一定要件：幅員4m以上でかつ両端が公道(国道、都道府県道、市町村道、一定要件農道)に接続するもの

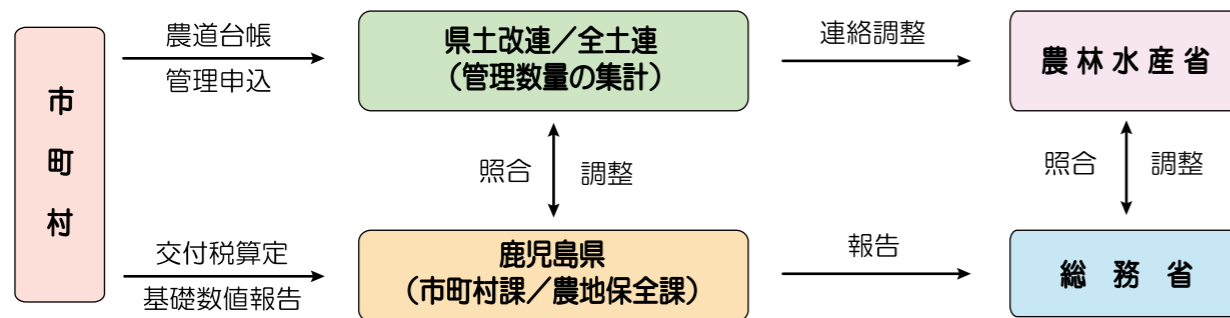
作成主体等

- 農道台帳の作成は、その農道を造成するものが行うものとします。ただし、すでに事業が完了し、農道台帳が作成されていない農道にあっては、現にその農道を管理するもの（農道管理者）が行うものとします。
- 農道台帳の作成に要する経費は、すでに事業が完了しているものを除き、当該農道の造成に係る事業費から支弁するものとします。



【平成2年3月22日 2構改D第46号 構造改善局長通達より】

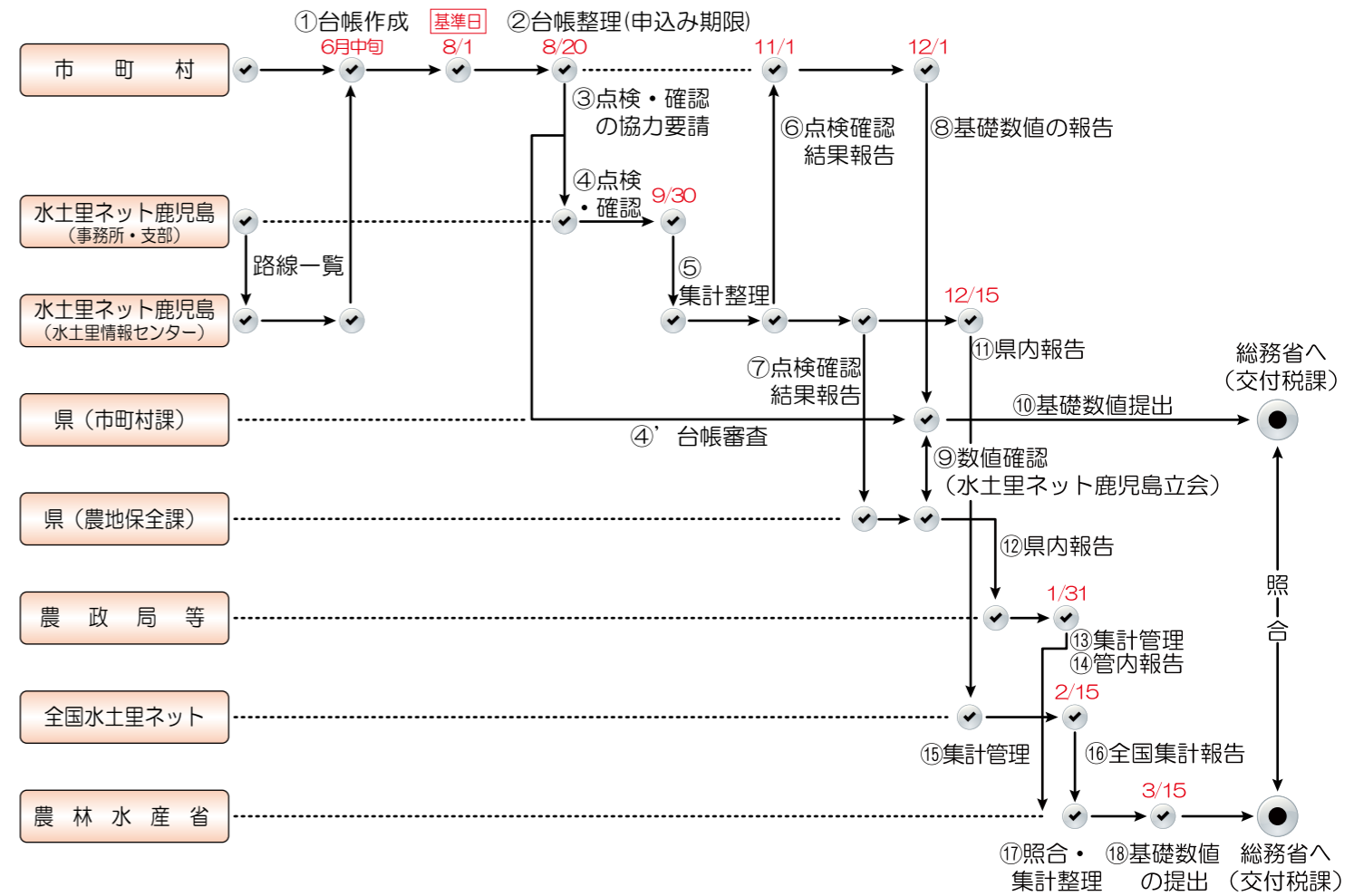
農道台帳管理に係る体制



農道の一定要件を満たす延長は、地方交付税の算定における基礎数値の一つとして利用されるため、正確性の確保を目的に、行政ルートと土連ルートにて照合することとなっている。

【平成2年3月28日 農林水産省構造改善局】

農道台帳管理に係る事務の概要



水土里情報システムを活用した農道台帳の管理

農道台帳の管理路線について、路線網図や台帳・管理図を既存の鹿児島県水土里情報システムで閲覧することが可能です。



お問い合わせは、水土里情報センターまたは最寄りの事務所・支部まで